整理番号 経-要行-3

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課(担 当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課(担当)名	同上
行政指導の名称	特定計量器定期検査未受検者に対する指導
関連する 他局の名称	なし
概要	計量法の規定により、取引又は証明に使用する計量器(質量計・皮革面積計)は、大阪市が行う定期検査を受けなければなりません。 この定期検査を受検しなかった者(以下「未受検者」という。)に対して、受検の督促・勧告等の指導を行っています。
根拠となる要綱等	大阪市特定計量器定期検査実施要綱(大阪市計量検査所窓口にて設置)
行政指導指針	「定期検査未受検者の取扱」(大阪市特定計量器定期検査実施要綱第12条) 1 対象者 未受検者 2 未受検者の取扱 ・未受検者に対しては、定期検査の再通知を行い受検を督促する。再通知後の督促に応じない者に対しては、段階的に以下の措置を講じる。 ①勧告書の発行 ②警告書の発行 ③告発の検討
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000552869.html
備考	